

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第1回）

日時 平成31年4月11日（木）14：00～15：21

場所 経済産業省 別館2階 238各省庁共用会議室

議題 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度に関する検討の方向性

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ（第1回）を開催いたします。

本日はご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

本委員会は、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保のあり方について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において取りまとめられたアクションプランで示された方向性のもとで、FIT制度の中における資金確保支援策として、太陽光発電という個別の実態を踏まえた専門的視点により検討するために、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会のもとに設置されたワーキンググループとなります。

なお、本ワーキンググループの設置につきましては、総合資源エネルギー調査会運営規定第13条に基づき、本ワーキンググループの上部組織となる公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事研究所長であります新エネルギー小委員会の山地委員長に事前にご了承をいただいております。

それでは、第1回の開催に当たりまして、事務局を代表いたしまして、新エネルギー課長の山崎より一言ご挨拶を申し上げます。

○山崎省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長

新エネルギー課長の山崎でございます。事務局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして、本日はご多忙の中、年度明けの中、委員、オブザーバーの方々におかれましては、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

この本ワーキンググループは、昨年7月に第5次エネルギー基本計画の中で、再生可能エネル

ギーを主力電源化すると、こういった大きな方針を政府として決めさせていただきまして、その中に位置づけられる非常に重要な検討事項でございます。

具体的に申し上げますと、再エネの主力電源化のためには大きく2つの条件があるというふうにエネルギー基本計画の中に書き込まれてございます。1つがコストの削減、コスト競争力を持った電源にすること。そして、もう一つが長期安定電源になると、こういうことでございます。

再生可能エネルギーについては、特に2012年の固定価格買取制度の導入以来、導入のスピードが国際的に見ても非常に速いスピードで拡大をしておりますが、その中において、導入初期、導入からこの数年たちまして、さまざまな問題点が出てきているというのも事実でございます。そのうちの1つが長期安定電源に本当になり得るのかといったようなことだというふうに考えてございます。

特に太陽光発電におきましては、さまざまな参入の方がおられる。さらには、一度始めた事業者の方がかわる。こういったようなことも含めまして、特にまさに地域に、地元で設置された電源について、これは本当にそのまま最後まで責任を持ってやっていただけるのかといったような不安の声、懸念の声がさまざま寄せられるようになりました。

そうしたことも踏まえまして、先ほど梶のほうからもご紹介をさせていただきましたが、再エネの政策についてご議論いただきました再生可能エネルギーの大量導入・次世代電力ネットワーク委員会というこちらのほうで、本件についてご議論をいただきまして、大枠の方向性がことしの1月末に取りまとめられました第2次中間整理において打ち出されてございます。

後ほど梶のほうからもご説明させていただきますけれども、2つの大きな方向性について、その委員会では決めていただいています。1つは外部積立にして、太陽光設備の廃棄費用について担保をすること、もう一つについては費用負担調整機関による源泉徴収という形で廃棄費用の積み立てについての担保を行うと、この大きな2つの方向性はまず決めようと、その上でより詳細な専門的な検討をしていただく必要があるので、専門的な組織を立ち上げてしっかりと検討するようという事務局への指示があったところでございます。

そちらを受けまして、本日から本ワーキンググループを立ち上げさせていただきまして、まさに今申し上げました外部積立であり、源泉徴収であるという、この大枠の中でさまざまな問題点がございます。そうした専門的なところについて、まさにそれぞれのお立場で専門的なご議論をいただける委員の方々にお集まりいただいていると思います。

この問題、非常に関心も高うございます。事務局としてもファクトの整理、リーガルな整理、最大限の貢献というか、ワーキング運営をさせていただきますので、ぜひ忌憚のないご意見をい

ただきながら、この非常に重要な制度につきまして議論を進めていただき、方向性を決めていただければというふうに思っております。

改めまして、本ワーキンググループ、非常に重要なワーキンググループでございまして、委員及びオブザーバーの皆様方にこの検討の進展を深くお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

次に、本ワーキンググループの座長につきましては、こちらも上位機関である新エネルギー小委員会の委員長が指名することとなっております、これも事前に山地委員長より、早稲田大学理工学術院の若尾教授をご指名いただいております。

それでは、若尾座長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

若尾座長、よろしくお願いいたします。

○若尾座長

本ワーキングの座長を拝命いたしました若尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様はよくご存じのように、日本の再生可能エネルギーを主力電源化していくというのはとても重要な課題でございまして、その中であって、太陽光発電というのは非常に大きな役割を担っているということが言えるかと思えます。

主力電源といたしましては当然のことですけれども、発電事業が終了した段階では適切に設備が廃棄されるというのは非常に重要なことでありますけれども、一方で大量導入された太陽光発電がそのまま放置されるのではないかとか、あるいは不法に廃棄されるんじゃないかといった懸念が高まっているというのも事実です。そのような懸念を払拭するためには、廃棄等に係る費用を確実に確保するような何らかの対応というのは、どうしても必要になってくるということかと思えます。

ですので、日本の再生可能エネルギーの主力電源化がこれからも促進されるように、委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚なく、いろいろなご意見をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

ありがとうございます。

次に、本ワーキンググループの委員と本日のオブザーバーの方々を紹介させていただきます。

委員の皆様につきましても、座長と同様に上位機関である新エネルギー小委員会の山地委員長が指名することとなっております、お手元の委員等名簿にありますとおり、山地委員長から既にご指名をいただいております。委員等名簿をごらんください。

僭越ですが、私からご紹介させていただきたいと思います。

まず、EY新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士であります、井澤さん、よろしくお願い致します。

○井澤委員

よろしく願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

森・濱田松本法律事務所オブ・カウンセラー弁護士、市村さん。

○市村委員

市村です。よろしくお願い致します。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長であります、大石さん。

○大石委員

よろしく願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授であります小野田さん。

○小野田委員

小野田です。よろしくお願い致します。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

一般社団法人太陽光発電協会政策推進部長、長峯さん。

○長峯委員

よろしく願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

東京大学教養学部附属教養教育高度化機構環境エネルギー科学特別部門客員准教授であります松本さん。

○松本委員

よろしく願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

三井住友銀行執行役員ストラクチャーファイナンス営業部長であります三宅さん。

○三宅委員

三宅でございます。よろしくお願い致します。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

環境エネルギー政策研究所主任研究員（理事）であります山下さん。

○山下委員

よろしくお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

以上が委員となります。

オブザーバーとして、東京電力エナジーパートナー経営改革本部運用部長であります玉田さん。

○玉田オブザーバー

玉田です。どうもよろしくお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長であります成田さん。

○成田オブザーバー

成田でございます。よろしくお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

一般社団法人低炭素投資促進機構常務理事であります前田さん。

○前田オブザーバー

前田でございます。よろしくお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

以上が委員、オブザーバーでございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、若尾座長にお願いすることといたします。

○若尾座長

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、まず事務局より、本日の資料についての確認と続けて議事の運営等についての説明をお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、座席表、資料1、資料2、議事の運営について、資料3、積立てを担保する制度に関する検討の方向性の資料でございます。

資料1につきましては、本ワーキンググループの趣旨であり、先ほど冒頭でご説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、資料2をごらんいただければと思います。

資料2は議事の運営についての（案）でございます。

簡単に読み上げさせていただきますと、1、本ワーキンググループは、原則として公開とし、本日もでございますが、傍聴についてはインターネット中継による視聴方式により行う。配布資料は原則として公開、議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し、公開する。議事録につきましては、原則として会議終了後1カ月以内に作成し、公開する。個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するということとしたいというのが事務局の案としてございます。

以上です。

○若尾座長

ただいまご説明がありましたけれども、本ワーキンググループの議事の運営について、ご異議ございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

それでは、本ワーキンググループの議事の運営については、事務局から今ご説明いただいたとおり進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきたいと思っております。傍聴はそのまま可能ですので、引き続き傍聴される方はご着席いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

本日は第1回ということですので、事務局の提示する検討にかかわる基本的な論点について、おおむねの合意をいただくということと、具体的に検討すべき論点に過不足がないかということについて、事務局資料をもとにご議論させていただきたいと思っております。

それでは、実際に議題に入っていきたいと思っておりますけれども、まず事務局よりご説明のほうをよろしくお願ひします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

資料3をごらんください。これまでの親委員会で議論された議論とともに、今後議論をしていただくための検討の視点について整理をさせていただきました。

めくっていただきまして、資料2ページ目でございますが、まず再エネ全体の中で太陽光がどのような状況になっているかということのご説明でございます。

エネルギーミックス、2030年に22から24%に向けて、太陽光については、今現在導入水準としては、2018年9月までに4,710万キロワット、未稼働の案件も含めると7,730万キロワットが導入される可能性があるという状況になっております。ミックスに対する進捗率としては、導入ベースで約74%まで進んでいるという状況です。

次の3ページ目ですが、具体的に数字を見ると、F I T全体でいうと、認定容量のうち運転開始済みの割合は認定に対して50%、ちなみに太陽光（非住宅）については、54%が稼働しているという状況で、F I T制度開始後新たに運転を開始した設備容量の約94%、認定容量の80%が太陽光が占めるというような状況になっております。

次の4ページ目でございますが、本ワーキンググループの背景としての座長からもお話がありました放置・不法投棄の懸念について整理をしております。

太陽光発電は参入障壁が低く、さまざまな事業者が取り組むだけでなく、事業主体の変更が行われやすいと。さらに、太陽光パネルには有害物質、技術によりますが、鉛やセレンなどが含まれているということもありまして、放置・不法投棄がされるのではないかと懸念が広がっております。

太陽光発電設備の廃棄処理の責任自体は、廃棄物処理法に基づきまして、排出者にあるということは、既に法令上も整理がされております。ただ、発電事業が終了した時点で、設備が解体・撤去を行うとき、そのときに発生する廃棄物の処理に係る費用というのがどうなっているかと。これが工面されていけば、放置・不法投棄のリスクは少ないというものではないかというのが検討の背景でございます。

次の5ページ目は、さらに日本特有の状況として、この事業用の中で10から50キロワットの小規模の太陽光の件数でいうと95%、容量ベースでも三、四割の状況になります。これは資料にあるとおり、ドイツ、イタリアなど、他国と比べてもこの小規模の太陽光がかなり多いというのが日本の特徴でございます。

次の6ページ目ですが、そういった状況、懸念などがある中で、F I T法では、制度創設以来、調達価格の中で、廃棄等費用というのを織り込んだ価格としていると、そういう中でF I T調達期間終了後に備えて、積み立てを実施することが期待されているんですが、これは2年前にアンケート調査でやった結果でございますが、実際今積み立てをしていますかという回答に対して、今申し上げた容量の三、四割、件数の95%の低圧の人たちは、74%が積み立てをしていない。高圧／特別高圧は少し積み立てをしています、59%が積み立てをしていないという状況にあります。

こうした中で、7ページ目のとおり、2018年4月からこの積み立てるのはそれまで努力義務だったんですが、これを義務化をいたしました。さらには、その積み立て計画と進捗状況の報告自体も義務化をしたという状況です。しかし、報告の結果を整理したのが下のグラフでございますが、低圧についていうと、さらに83%が現時点ではまだ積み立てをしていないと、高圧／特別高圧についても84%が同様に積み立てをしないという状況になりまして、積み立ての水準や時

期というのは、事業者の判断に委ねられることもあって、引き続き懸念が残るといような状況になっているというのが現状でございます。

次の8ページ目ですが、こういう中で、エネルギー基本計画の中で、初めて再エネが主力電源化をしていくという位置づけられた中で、最大のシェアを占める太陽光が廃棄等費用を確保することは当然の責任だと考えられるんですけども、放置・不法投棄の懸念を残したままでは、導入をさらに拡大していくのは困難であると考えておまして、現行の義務化をしたというだけではなくて、確実に積み立てるための制度が求められていると考えております。

そこで、本ワーキンググループでは、冒頭で山崎からもご説明したように、FIT制度に基づく調達費用が国民負担によって賄われているということも踏まえて、太陽光10k以上について、FIT制度のもとで、資金確保支援策として廃棄等費用を確実な積み立てを担保するための制度を検討する。これが本ワーキンググループのスコopとなっております。

なお、10k未満の家庭用の太陽光については、家屋の解体時に適切に廃棄されることが想定されることもあって、もともとFIT調達価格においても、廃棄等費用も計上して算定していないということも踏まえて、本制度の対象外とするというふうに既に親委員会では議論がされているという状況でございます。

次の9ページについては、ご参考までですが、エネルギー基本計画を踏まえた再エネ政策全体の中で、この廃棄等費用に関する資金確保の担保策がこの②事業規律の強化の一つとして位置づけられているということをご紹介申し上げます。

その上で、11ページ目ですが、こうした問題点の背景のもとで、親委員会である大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会に既に決定したことを改めて整理をしますと、①番、原則として費用負担調整機関が源泉徴収的に積み立てを行う方法による外部積立を求めると。②番として、その上で長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては、内部積立を認めることも検討するということが方向性として示されております。

なので、本ワーキンググループは、この方向性のもとで外部積立に関する詳細論点や内部積立が認められる条件などを具体的に制度設計するということが求められて設置されたものでございます。

12ページ目については、原則である外部積立と例外としての内部積立のメリット、デメリットを対比したものでありまして、さらには冒頭山崎から申し上げたような源泉徴収的に外部積立をするということを図示したのがこの12ページ目の下側のほうでして、調達費用、交付金から源泉徴収的に廃棄等費用積立額を差し引いて、費用負担調整機関において廃棄等費用を積み立てると、こういうようなものを前提とするということとなっております。

13ページ目がその制度の検討に当たっての原則の確認でございます、ここまでが親委員会で議論がされているところです。本制度の検討に当たっては、主力電源化するために、継続・普及をするために資する制度とするということで、3つの観点から、これを原則として検討するということがアクションプランで整理されております。

1つ目、資金確保、特に既に稼働しているものも含めて、必要な資金を確実に確保するというのが1点目です。2点目は社会コストでございます、制度執行に当たってコストを最小化するというのも期待されると。3点目は長期安定発電ということで、太陽光発電設備の早期廃棄等処理をこれをもって促すということではなくて、むしろ将来的な再投資が行われて、長期安定的に発電事業が行われるようなことを促すということで、結果として廃棄等を最小化ということが期待される。ここまでが既に決定済みのことでございます。

以降のところから、本日ご議論をいただきたいということになっておりまして、水色の箱のところなんです、特にこの白で決まっているところの赤色の部分について、本日その原則の確認をさせていただければということで、事務局の案としていますが、太陽光発電設備の廃棄は、稼働・未稼働を問わず、全ての事業者が行うべきものであって、制度創設以来、既に全ての案件でF I T調達価格の中では盛り込まれている中で、事業者にとって公正かつ公平な制度とすることが重要であると。

こうした点からと本制度の目的から考えると、既に稼働しているものも含めて、稼働・未稼働問わず、2012年のF I T制度開始以来認定された全ての10k以上のF I T認定案件を対象にするということを改めて、既に稼働しているものを含めてということを具体的に確認をするということで、こういう整理でよいかということを確認させていただければというのが1点目です。

2点目は、2つ目のコストや廃棄等の最小化ですが、コストや廃棄等の最小化は未来志向で考えるべきではないかということです。

将来は、今の設置費用が実際工事費用も少しずつ低減しているように、将来実際に10年、20年後に起きる廃棄処理は、イノベーションによって廃棄処理の効率化が促されるのではないかと、さらには基礎や架台のリユース等により廃棄等の最小化、こういったことも未来では起き得るというようなことを目指していくような制度設計にするという原則であるということを確認できないかというふうに考えておりまして、そう整理をさせていただいております。

14ページ目をご参考ですが、親委員会で議論したときには、太陽光発電設備の廃棄対策というのは、実は全体としては、この放置・不法投棄問題と、そもそも有害物質をどう処理するかという2番目と、さらにはリサイクルをどう進めていくかという、全体としてはこの3つであると。

そういう議論をする中で、専門的に議論するものとして、この本ワーキンググループでは、こ

の赤でくくった放置・不法投棄対策としての積立制度について検討するという位置づけであることをご紹介させていただきます。

次に、15ページ目以降は、実際に今後検討していくための個別具体的な各論について整理をさせていただきます。

16ページ目ですけれども、まず積立金額についてです。

FIT制度では、廃棄等費用として資本費の5%が必要となることを前提に調達価格がこれまで決定されてきております。これはもともとFIT調達価格は法律に基づいて、効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を勘案して定めるというふうになっているんですけれども、実際積み立てられている金額よりも廃棄等費用が大きく不足すれば、これはごみ処理特有の問題として不法投棄が誘発されることには留意が必要であると考えております。

さらに、廃棄等費用の金額は個別の案件によって異なるというものもあるんですけれども、現時点で既稼働の事業用太陽光は既に50万件以上ある中で、社会コストの最小化や公正かつ公平な制度とする観点から、どこまで個別対応するかということも議論の対象であると考えています。

こうした観点を踏まえて、金額としてどのような水準が適切かというようなことを議論をいただければと思っております。

次の17ページは、これはご参考までに機械的に計算したのですが、2012年度認定の40円・パー・キロワットアワーの案件では、調達価格の前提として資本費34万円・パー・キロワット、これから機械的に計算される廃棄等費用というのは、見積もりとしては1.7万円・パー・キロワットだったんですが、足元、今年度の14円・パー・キロワットアワーの前提としての資本費は、設置の資本費は約20万円、廃棄等費用、その5%というのは、1万円・パー・キロワットアワーになっていること、こういった中で、どのような水準が適切かということをご議論いただければというのが1つ目の論点です。

次の18ページ目ですが、さらには積み立ての回数です。

これは理屈上、一括積み立てをするというのと、分割積み立てというのがあるんですが、負担感を考えると分割積み立てを検討すべきではないかと、こう親委員会でも論点提起をされています。

さらには、調達価格は発電量に見合った対価であるという中で、どのような分割の仕方で対価を払うかということも留意が必要だと。

さらに時期でございますが、制度施行後に直ちに積み立てを開始しろというふうになると、収支計画への影響が大きいこともあるので、予見可能性は重視すべきじゃないかという議論があると思います。

他方で、本制度の目的を考えると、F I T終了後20年後、調達開始から20年後において、廃棄等費用が積み立てられることが重要な中で、この調達期間の中で、どの範囲で積み立てを行うかということをご議論いただければと思っております。

19ページ目は、ご参考まで親委員会で議論したときの議事要旨について、この論点について整理をしたものをつけております。

20ページ目ですが、積立金取り戻し要件です。

新規と書いたのは、実は親委員会のほうでは必ずしも明確に書かれていなかったんですが、議場で指摘があったということで、改めて資料として事務局として整理しております。これは積立金が廃棄等処理以外の用途に流用されることを防止しなきゃいけないという意味で、取り戻し要件には一定の審査が必要ではないかと。ただ、審査が緩過ぎると流用されるリスクがあるんですけども、かえって厳し過ぎる場合には、円滑に処理がしにくくなって、放置・不法投棄が増加するリスクがある。さらに社会的コストも増加するということについてどう考えるか、こういう中での取り戻し要件をどのように考えるかと。また、一部のみが廃棄されるとか、終了後に新たに同じ場所で事業を継続する場合に、積立金をどのように取り扱うかということも論点だと考えております。

21ページ目、倒産した場合の対応です。

倒産した場合とかには、廃棄等費用に充てるための積立金や売電収入が債権者に回収されてしまって、資金確保が確実にできないのではないかとといった懸念があると、こういうことが寄せられております。これを確実に確保するためには、例えば積立金の使途を厳格なものにするといったことも含めて、法令なのか契約なのか、何らかの形で措置しておくことが必要ではないかと、さらには積み立て費用の積み立て前や積み立て途中で倒産してしまった場合に、その廃棄等費用をどのように確保されるべきかということも、議論が必要ではないかと考えております。

次のページですが、22ページ目、制度移行における既存の積み立てとの整理というの、親委員会では議論されていなかったんですが、改めて提示しております。

これは実は2018年3月以前から努力義務であったこと、さらには2018年4月から積み立てが義務化されている中で、先ほどもご紹介したように、約2割ぐらいの事業者の方々は既に積み立てを開始している中で、こういったものとの関係をどう整理するのかと。もちろん既に積み立てられているということは、資金繰りとの関係では外部積立を求めたとしても、影響が少ないというふうには考えられる一方で、積み立ての方法とかというのは違う可能性もあるので、少なくとも事前にその整理が必要ではないかということが論点として挙げさせていただいております。

23ページ目、特定契約との整理です。

F I T認定事業者というのは、F I T法に基づいて、買取義務者との間で特定契約というのを締結しています。これが電気の調達価格、電気の調達の根拠となっていると。現行のもとでは、源泉徴収的にあらかじめお金を差し引いて支払うということになる場合は、特定契約の契約変更を行うか、あるいは別途並行して積立金の支払い契約を締結する必要があるというふうになりますが、現時点で既に稼働している案件が約50万件あるという中で、膨大な案件について契約変更を行うというのは、買取義務者にとっても、認定事業者にとってもコストになって、あるいは積立金の確保が契約変更できないとリスクになるということについては、留意が必要だと考えておりまして、この確実な資金の確保という制度の目的からすると、契約の未変更リスクを極力低減させることが必要で、具体的には個別の特定契約の変更を行わずとも、F I T認定事業者、買取事業者の費用負担調整機関の間で、源泉徴収的に積立金を確保することが制度上の義務であるとして行われるように、法令化あるいは契約のほうで、何らか措置することができないかというようなことが論点になると考えております。

24ページ目、次のページはご参考まで、現状F I T法の改正の前後で、改正前は小売電気事業者と買取り義務を与えていまして、F I T法改正後は送配電事業者と買取り義務をしているので、契約関係がそれぞれ違うことについて図示をしているので、参考までに資料としてつけております。

次の25ページ目ですが、次の論点としては、費用負担調整機関へのガバナンスや社会コストについてでございます。

これは費用負担調整機関というのは、F I Tの交付金とか買取金額、それを賦課金を徴収するとかということもあって、経産大臣による指定法人として調整業務というのをやっております、既に国による一定の監督などに服しているという状況になっています。

他方で、本制度における積み立てというのは、何十万件の事業者の積み立て管理、あるいは取り崩し要件の審査といった新たな業務の追加を伴うものなので、もちろん民間と連携した資金管理システムを構築していった、コストをなるべく最小化するといったことも必要ですし、あるいは監督官庁による規制も含めて、適正な資金の管理、確保をするために、体制、監督権限について改めて整理をする必要があるのではないかと、あわせて運営管理コストを最小化するために、どのような方策が必要かということも、議論が必要だと考えております。

個別論点の最後ですが、内部積立に関する論点が26ページ目でございます。

これは内部積立は冒頭の図にもしたように、事業者が柔軟に資金を使用できるように、長期安定稼働に資するような修繕等の再投資を機動的に実施しやすいというメリットがあります。

例については2つ目のポツに書いたとおりですけれども、このため外部積立を原則とすると。

これはそのとおりなのですが、廃棄等費用が確実に確保される蓋然性が高く、かつ長期安定発電の責任・能力を担うことが可能であると認められる事業者については、資金を柔軟に使える内部積立を認めることで、かえって責任ある事業者への集約化や事業規律に向けた自主的な取り組みを促すことができ、太陽光発電の長期安定電源化を目指すべきではないかということを考えるべきではないかと。もっともこの積み立てを認める条件については、事業者間の公平性や社会的コストの抑制といった観点などから、他法令による厳格な規律などが働いているなど、明確な条件を定める必要があるのではないかと考えています。

加えて、内部積立を認める場合には、会計上の取り扱いや報告義務とか、あるいは情報公開などについても整理をする必要があるのではないかとこのように、論点として整理をさせていただいております。

27ページ目は、その親委員会で議論された内部積立に関する議事の要旨でございます。

以上が各論、具体的な論点についての事務局としての論点の提示でございます。29ページ目に今後の進め方の案として、本ワーキングというのは、太陽光の実態を踏まえた専門的な視点により具体的な制度設計を行うということを見ると、今後数回にわたって、さまざまな立場の関係者からのヒアリングを実施して、その上で具体的な個別の制度論について議論していただくかというふうなことをご提案させていただいております。

以上でございます。

○若尾座長

ありがとうございます。

それでは、これから質疑応答、あるいは自由討議の時間とさせていただきたいと思いますが、まず初めに、山下委員より、お手元の資料4に本議題に対するご意見をまとめていただいておりますので、最初に山下委員からご紹介をよろしく願いいたします。

○山下委員

ありがとうございます。少しお時間をいただいております。

私のほうは、自治体の政策研究ですとか、太陽光のトラブルの研究をしていますので、その関係でここに呼んでいただいたんだと思いますけれども、その視点から見た留意事項を少しご紹介したいと思います。

こちらは事務局説明があったとおり、1の1ポツについては、太陽光は短期間で急増して、かつ分散型で各地に存在して、一般の方にも目につきますし、多くの方からの懸念というのを集めていると。不法投棄・放置というものも必ず説明会等で疑問が出るところですし、事業者も苦慮されていますので、何らかの対処なり、国のほうの制度ということであれば、一定懸念も落ちつく

のかなということは十分認識しております。

そもそも電気事業者として太陽光事業をやっているわけですので、基本的には自己責任のあり方が大事ですけれども、それだけでは担保し切れないものがあるということで、社会的影響を低減するために、こういった制度が考えられていると。よっぽど重大事故を起こしたとか、廃棄物処分場みたいなどころであれば、こういう外部積立があることも承知しております。

土地利用規制ですとか、事業終了後の原状回復といったものも本来的には必要ですけれども、今回は費用のワーキンググループですので、詳しくは触れませんが、この後ノンFITとか、非FIT案件がふえてくると、こちらの枠組みでは捉え切れないものが出てきますので、それはそれで親委員会等で議論していくことかと思えます。

2つ目の矢印のところです。

この委員会でも関係してくるのは、廃掃法になるのは解体した後ですので、事業者が事業を終了して、それをばらばらにする解体の部分というところは、少し議論をする必要があるかと思っています。

2番の事務局提案について、外部積立の話と内部積立の話をさせていただきます。

外部積立の1つ目の矢印のところ、太陽光事業者側の考慮事項や不利益ということで、考えた点としては、内部積立の場合にはいろいろな運用の仕方がありますので、特に最初からとるような場合ですと、事業者の機会損失といったものを考慮する必要があると。税務とは別に、金融機関がどういうふう認識されて、プロジェクトファイナンス等で影響が出ないか、これは十分検討すべきかと思っています。

事業譲渡の話も事務局提案でもありましたし、その場合の手続ですとか財産の扱い、それから次のポツで外部積立の期間ですとか、事務局として提案あったものをこちらも懸念だと思っていますところ。

2つ目の矢印がシステムとしての考慮事項ということで、これは1ポツのほうで積み立て自体のコストは、源泉徴収的にとるのがコストが低いと、これは入り口のほうですので、今度出口のほうが非常に重要になってくると認識しています。日常もそうですし、2032年から数万件、数十万件積み上がってくるわけですので、さまざまな手続があり、その中で銀行が行っているような口座管理、手続、取引費用が必要となってきますので、その対応が可能かというのは皆さん心配されるところだと思っています。

3つ目のポツ、こちらも資金力が膨大になりますので、そのままその分が機会損失となるのか、一方で投融資をして、費用を少しいろいろな行政コスト、管理費用、運用コストを賄っていくのであれば、その分元本割れ等を起こすリスクですとか、責任と補償等も考えるべきかと思っています。

ます。

ページをめくりまして、内部積立のほうです。

こちらは例外的にということも存じておりまして、ただ少なくとも事業者の規模の大小ですとか、資金がどれくらいあるかですとか、それだけでは判断できないということは皆さんもお考えだと思いますけれども、懸念として持っております。地域のトラブルを調べていても、大小を問わず、むしろ大きいからこそ皆さん心配されるという面もございますので、その点は言っておきたいと思います。

小規模でも堅実な事業者を評価できるのか、そういう基準を設定できるのか、内部積立の方法も、ここには書いていませんけれども、銀行で口座管理していればいいのか、個人で定期積立のように一定額をどんどん引いていくのか、もしくは何か別の方策で、保険や信託などを使っているのも内部積立として認めるのか、そのあたりはこれから議論していく点だと思います。

以上です。ありがとうございます。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

それでは、資料3、資料4、あわせてになりますけれども、質疑応答、あるいは自由討議の時間とさせていただきますと思います。

ご意見やご質問のある方は、ネームプレートを立てていただきまして、順次指名させていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

何かございますでしょうか。

小野田委員、よろしくお願いします。

○小野田委員

どうもありがとうございます。

恐らく私はどちらかという、廃棄・リサイクルのほうの専門家と呼ばれているという立場で、ちょっと最初だけコメントさせていただきたいと思いますが、資料3の8ページが絵としてはわかりやすいと思うんですけども、先ほどの山下委員の資料の中にも入っていたんですが、多分このワーキングとしては、積み立てを担保するというのが目的で、それはそれで十分理解しているんですけども、廃棄物リサイクルのそういう実態とかを考えると、積み立てたお金が確実にそっちに使われるというようなところをしっかりと担保しないと、結果的には要はお金を積み立てればいいのかという話で終わってしまう可能性もあるので、それが今この8ページの赤線の枠に入っているんですけども、結局その解体・撤去のところをしっかりと担保するような枠組みにしないと、いずれ本当にこのお金を回して撤去しようというような話になったときに、回

らなくなってしまうというところがありますので、またその実効性の担保みたいところは、ちょっと内側なのか、外側なのかというのは非常に難しいところではあると思うんですが、どうもこのワーキングのタイトルとかを見たときに、お金の積み立てだけなのかというようなところ、それが「廃棄等」というのが「等」がどこまで入るんだということがなかなか難しいところだと思うんですが、少なくとも解体・撤去まではやるというようなところを何らかの形でトレースできるような枠組みが必要かなというふうに思っております。

とりあえずこの段階ではそれを申し上げます。

○若尾座長

ありがとうございました。

何か事務局のほうでございますでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

この資料の8ページにあるように、基本的にはここでのスコープは積み立ての金額の確保なんですけど、まさに各論のところにあるように、取り崩し要件というところも、実態上は解体工事をする事業者とか、あるいはそのときにしっかり行われるようにお金が払われるようにしなきゃいけないとかということは、当然直接的に関係する論点はあると思います。

さらにはその周辺のところ、もちろんここで決め切ることではないかもしれないんですけども、まさに小野田先生がおっしゃるような周辺のところ、廃棄物処理に関する制度とか、あるいはそのところの運用のところ連携すべきところとかあれば、ぜひその視点をご議論いただいて、そこは経産省と環境省で連携しながら進めていきたいなどは考えております。

○若尾座長

そのほかいかがでしょうか。

では、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員

金融機関の立場からのコメントとしては、まず1つ金融機関が一般的に融資しているセグメントと申しますか、ものは、ページでいえば5ページのスライドでいう、2メガ以上のものがかなり主流というのをまず申し上げておきます。したがって、認定容量でいえば、ここでいうと、37%であったり、導入容量でいうと17%ぐらい。ここら辺がボリュームゾーンというか、対象となってくるというのが1つです。

あといわゆるプロジェクトファイナンスという格好でお出ししているのがどれぐらいあるかというのは、今データにはありませんけれども、プロジェクトファイナンスという形、一般的に大規模の施設であれば、プロジェクトファイナンスでやっていることが多いかもしれませんが、こ

れについての若干のご説明というか、あらかじめご説明をしておくと、プロジェクトファイナンスというのは、基本的には発電所そのものにご融資して、ほかの返済原資には依拠しないと、すなわち発電所自体がトラブルになったら、融資の焦げつけであったり、引き当てとか、そういったことが発生するようなファイナンスの仕方でございますので、一般的には企業からの保証をもらったり、個人からの保証をもらったりしないという格好で融資をしているパターンです。

したがって、金融機関としましては、発電の対価である、売電量がトップラインで入ってきた後に、それをどんな費用に使って、最後は元利返済にも充てて、最後は株主への配当になるかという返済の準備、順位を非常に細かくつけています。だから、我々はキャッシュが入ってきた後に、非常にのキャッシュの順位づけをした上で返済に充てるのか、あと最後配当に回しているのかということをご管理しているのはこのファイナンスだということをご理解いただきたいと思います。

したがって、例えばこの廃棄費用をどの順番で充当していくとかというのが非常に金融機関にとっては重要になってくると。すなわち自分たちの元利返済よりも上の順位でこの廃棄費用がとられてしまう。一般的に今議論されている原則は源泉徴収であるとか外部積立という格好になっていますから、もしそういったものが一律適用されるとなると、金融機関がもともと審査で取り上げたときの基準値を若干劣化させるという格好にはなります。それが劣化の度合いがどの程度なのかというのをシミュレーションしながら考えていかないと、なかなか一概に全部外部積立、源泉徴収型というのを適用すると、かなりまずインパクトがある可能性があります。

ただ、その順位を仮に元利返済の下の方でやると、我々いわゆるそれを余剰キャッシュと呼んでいます、Excess Cash flowと呼んでいますけど、余剰キャッシュを生んでいるプロジェクトももちろん多数ございますから、余剰キャッシュの中から捻出するというのであれば、少なくとも金融機動的な立場では、そこは投資の取り上げの審査の影響は与えません。

ただ、今度は当然投資家としてのもともとその事業をやるためにエクイティを出資した、株式を出資した事業家のいわゆるリターン、IRRが下がってしまって、投資家からどのように受けとめられるかという問題が発生するわけです。

そう考えると、もともとこの5%であるとか、もしくは源泉徴収を既存の稼働済みのものにも本当に適用するのか、それでもこれから事業を始める人たちにだけ適用するのかとか、適用の仕方もどのように色づけとかグラデーションをつけていくかというのは、ちょっと考えたほうがいいかなと。前回といたしますか、先般の未稼働太陽光に対する方策をするときも、レトロスペクティブに、要は既に投資してしまった方に対して、遡及して、さかのぼってルールを変更するというのは、いわゆる投資家心理に非常に冷や水を浴びせる格好になりますので、その点は非常

に心配といいますか、将来への影響というのも考えなければいけないというのが金融機関の立場からのコメントでございます。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

これに関していかがでしょうか。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

基本的には、具体的な各論のところでは、そういった実態を踏まえたところを議論していくのかなと考えております。

ただ、だからこそ今回の第1回のところでは、資料の13ページのようなところ、つまりいろいろな実情はあるものの、公平かつ公正な制度として資金の確保、社会コストが少ない。その上で未来志向で長期安定発電という原則のもとで、全ての事業用の太陽光は、まずはこの原則及びその例外の対象とすべきということについて、まずは本日それについてどうコンセンサスが得られるかというのは、一つのご議論かなと思っております。

その上で、恐らくまさに動いているからどうということではなくて、長期安定的な発電に資するようなものと認められるものとしての内部積立の要件といったことなど、あるいは源泉徴収であっても、そのタイミングとか、まさに実態に合わせながら、具体的な制度設計ができるという前提で、この原則とかがまずは議論ができればなというふうに考えております。

○若尾座長

よろしいでしょうか。

市村委員、お願いいたします。

○市村委員

ありがとうございます。

まず、スライド13ページ目でございます。

先ほどの議論もありましたが、既に稼働しているものも含めてというこの原則論のところですが、私としては、これほど太陽光が大量に導入されているという状況もあって、今後の新規のものだけというふうに対象にしていくというのは、今現在で懸念されている実態というものに照らしてみると、ちょっとなかなか厳しいのではないかというふうに思っています。

そうすると、既に稼働しているものを含めてやっていくということではあるとは思いますが、それでも、その上で先ほどご懸念がありましたように、実態面として、既に動いている案件、動いている契約等があるというところで、必要な見直しなど、どういった影響があるかというのは、まさに今後こういったこのワーキングの場のヒアリングで、いろいろな方に聞きながら詰めてい

くべき課題なのかなというふうに考えているところでございます。

その意味で、この13ページのスライドのところ、原則の確認として出していただいているところについては、私は特に違和感はないというふうに考えているところでございます。

その上で何点かコメントをさせていただければと思います。

ここの13スライド目のところで、もう一つの視点として大事なことというのは、この廃棄というところは、どう担保していくかということが大事ということは、そのとおりでございますけれども、将来的な投資、そういった形で、長期安定的に、こういった形で太陽光の発電事業というのを促していけるのかといった仕組みづくりというのも、あわせて大事かなというふうに考えているところでございます。

もちろん今回の積立制度の中でも、そういった観点から考えると、例えばですけれども、スライド20ページ目のところで、一番最後の丸のところに書いていただいているところだと思いますけれども、発電設備の一部のみの廃棄ですとか、新たにFIT終了後に事業を継続するような場合の取り扱い、こういったところですか、内部積立を認める場合、そういった場合のいわゆる外部積立の例外といった扱い、こういったところをこういった形で再投資を促していくというように、事業の継続を促していけるような仕組みづくりとするかという観点からは、この2つも重要ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、スライド21ページ目のところでございます。

こちらは発電事業者が倒産した場合の対応ということで書かれておりますが、これは大前提ということだと思いますが、発電設備を譲渡した場合の取り扱いということも、こちらは別途整理していただく必要があるかなと思っています。基本的には対象は今回の場合はFITの認定設備ということだと思いますけれども、その設備が譲渡されたような場合ということについては、当然この積立金は引き継がれる形になると、そちらも制度上担保する必要があると思いますので、そういったところもあわせて、今後議論していくところかなというふうに考えているところでございます。

最後、特定契約との整理ということでスライド23ページ目のところでございます。

ここで書いていただいているとおり、基本的にはかなり特定契約というものの数も膨大ですし、個別に結ばれているケースも、数としては多いというところでございますので、可能な限り社会的なコストという、契約の巻き直しというものが少ないような形、それを追求していただくというのが大原則というか、基本的なところかなというふうに考えているところでございます。

仮にそれでもなかなか法制度上の手当てが難しい部分、契約の巻き直しが必要になってくるような部分というのは、場合によってはあるかもしれないと思っています。そういったところにつ

いても、今回のこのような場も含めて、関係者の方々がいろいろな知恵を絞りながら、どういった形があるのかというところを、余り社会的コストをふやさないような対応策として、どういった形があるかというのを今後きちんと議論してやっていくといったことが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして大石委員、よろしく願いいたします。

○大石委員

ありがとうございます。

基本的に、今、市村委員がおっしゃったことに賛成です。しかし、まず私今回消費者の立場で出させていただいておまして、一番驚きましたのが最初の6ページのスライドの円グラフの結果です。もともと、積み立てておくべきものであったのに、実際に積み立てている事業者が少なかったということ。それで、結果として義務化をしたわけですがけれども、多分6ページの時点で応えてくださった方たちは、そういう意味ではとても良心的な事業者さんで、7ページの時点で義務化されて、実際には積み立てているのですか、と皆さんにお聞きしたら、さらに積み立てている人の割合が少なかったということでした、これは、性善説でこのような運営を行うというのは、厳しいなということが分かったのが一つ。

さらに、このFIT制度をもとに行われているということであれば、これは全国民の負担の上になり立っているものでして、確かに発電事業者さんのご都合もいろいろあるとは思いますが、FIT制度に関わっている国民、消費者の立場としては、私たちが関与したものなのに、廃棄されたものの責任者がいないというのは、とても心外で残念なことです。今回の方針に出されておりますように、まず全ての案件について積立制度ということを考えて実行していただきたいと思えます。

といいますのは、今積み立てていない人をこのまま見逃すということは、最初に廃棄が始まるときに、積み立ての必要がないということを確認することになってしまうわけで、廃棄が大量に出てき始めたときに、まず大きな混乱が起きるということは必須だと思っております。その意味からも、最初から混乱を起こさないためには、きちんと全ての事業者に対しての積み立てを求めるということが必要かなと思っております。

先ほどから、いろいろなお話しが出ておりますように、皆様いろいろなご事情がおりだと思っておりますので、ヒアリングを行って、なるべく負担のないようにということは確かに必要かと思っております。けれども、消費者の希望として、再生可能エネルギーをふやすためにFITに賛同している身としては、ぜひ循環型社会という面から考えても、きちんと廃棄の部分は積み立てておいてほしいと考えている、というのが意見です。

それから、今回のマターではないということで、先ほどご説明いただきました14ページのところですが、確かに今回はこの放置、不法投棄ということが中心であるということですが、さらに言えば有害物質のことですとか、リサイクルのことですとか、もっと大きな面での環境対策というのにも必要になってくると思いますので、特にこれから太陽光のパネルの廃棄がふえてくるわけで、ぜひ根本的に考えていただきたいと思っております。

それから、先ほどの金融機関の投資家の立場のお話というのがありますが、今はESG投資ということで、太陽光発電など再生可能エネルギー事業に投資をされる投資家の方たちが増えてきているとは思いますが、ただ単に再生可能エネルギーでCO₂を発生しないから、というだけで評価するのではなくて、その後の廃棄の部分までも含め、広く持続可能性を考慮して事業を行っている場合にこそ投資していくのだ、ということで、ぜひ進めていただければ大変ありがたいと思っております。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

よろしいですか。

では、続きまして松本委員、お願いいたします。

○松本委員

今回の廃棄費用の積立制度というのは、不法投棄を防いで、また地域住民の不安の払拭をするという意味では大変重要な制度だと思っております。私自身いろいろな地域を訪ねて、住民の方と対話をする活動を続けております。そうした中では、震災後再生可能エネルギー、太陽光発電に対して非常に友好的な機運が高まっていったのですが、このところ規模の小さなものであっても、乱開発のものがさまざまな地域で散見されるということもありまして、いろいろな地域の住民の方から、将来的に太陽光パネルはどうなるのかと私自身もよく聞かれます。

金融機関様からご説明いただきまして、プロジェクトファイナンス上の都合ですとか、投資家の方のお気持ちも十分理解するところではございますけれども、私は本制度の検討に当たっての原則の確認として、既に稼働しているものも含めて、10キロワット以上の全ての案件について、

廃棄と処理に必要な資金をF I T調達期間終了後、可能な限り確実に確保するために、基本は外部積立でやっていく必要があると思います。例外的に審査基準はここで議論しなければならないと思いますが、内部積立の方も認めるということで、ちゃんと廃棄、処理していく。もしくはリサイクルされ、リユースされていくという将来像を国民の方に理解していただければこそ、長期安定的な再生可能エネルギー事業として、成長していけると思います。

資料の12ページに示されているように、内部積立と外部積立のメリット、デメリット等があるかと思います。内部積立の方のほうが再投資がしやすく、事業がやりやすい。柔軟に資金を回しやすいというメリットがあり、例えばF I T終了後も引き続き事業を運営していくなどのモチベーションにもなると思いますが、外部積立の方も、例えば廃棄するほど劣化していないパネルについては、リユースできるような市場もつくれないかと私は思った次第です。

廃棄される積み立て費用としてはとっておくということで、リユースできるパネルについては、事業者の方が販売できるような、そういう仕組みがあると、不法投棄もまた避けることができるのではと思った次第です。

以上です。ありがとうございました。

○若尾座長

ありがとうございます。

では、順番に、続きましては長峯委員、よろしく願いいたします。

○長峯委員

太陽光発電協会、長峯でございます。

私どもは、小さな発電の事業者から大きな発電の事業者まで、あらゆる皆さんの右代表で口が利けるわけでももちろんないんですけども、大きくは発電事業者の立場というようなことで、恐らくここではご発言をせんといかんのだろうなと思ってございます。

まず、最初に大きく、簡単に申し上げますと、お示しいただいているこの検討の方向性、原則についての論点、きれいに整理をいただいている論点についても、もちろん異論はございません。具体的な検討の中で、実際に運用がうまくいくようなところについて、実際の事業者の現状なども申し上げながら、皆様のご検討のための情報などもお持ちしたいと、そのように思っております。

幾つか既にこの辺が重要だよというお話をいただいたので、繰り返しにならないように努めますが、幾つか私どもとしては、この辺が大事だと思っていますということだけ簡単に申し述べます。

1つは、いわゆる外部の積み立てという、積み立ての局面のところ、既にいろいろなご懸念も

示されているとおり、事業者側にももちろんそういったことは重要な問題にはなっていないかもしれませんが、ここでうまくご検討がされて、金融機関の大枠のご理解なども受けながら、この制度が実装されていく限りにおいては、発電事業者のほうから余り多くのものを申し上げねばならないというふうには思っておりません。

ただし、逆に取り戻しの局面とか、内部積立をどうするかというような部分については、それこそこれも既にご指摘がありました、いわゆる廃棄の局面だけではなくて、結局は最後は長く安定した事業を続けたいわけなので、廃棄のスキームの中で長期安定の背中を押すというのは、簡単ではないかも知れないですけれども、せめて逆に言うと、それにブレーキをかけるような制度運用にならないようなというのは、十分検討するべき項目ではないかと思っておりますし、事業者の中には自治体や地域等とさまざまな協議や合意をしながら、廃棄についてもある程度の透明性を保った取り組みなども進めていらっしゃるような事業者は実際いらっしゃるもので、ある意味逆に言うと、そういうところにかえってブレーキを踏むというようなことにならないように、そのあたりの情報もなるべくお持ちをしたいと思っておりますので、そういったところの検討が抜けがないようにしたいなと、そのように考えてございます。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

では、順番に山下委員、お願いいたします。

○山下委員

ありがとうございます。先ほど述べたものと別の点を少し3点申し上げたいと思います。

1点目、13ページの未来志向という点、これは非常に大事なことだと思っております、FITの始まるほうで言うと、40円案件というのがいつまでも残っていて、土地とか権利を持っている方がたくさんお金を取るということが続いたんですね。同じことがこれは終わりでも起こるんじゃないかと思っております、例えば40円案件を20年やった方と、25年やった方、当然25年やったほうが恐らく廃棄は低いと思うんですね。ノウハウ等も集まってきます。

ただ、あなた40円案件ですと、例えば廃棄費用がこれだけ積み上がっていますと、廃棄の見積もりはこれだけですからということは起こり得るかと思っておりますので、積み立ての基準に関しては非常に大事かと、廃棄費用をなるべく下げていく。社会的なプレッシャーになるのかわかりませんが、しっかりそのあたりも廃棄の費用の平均のようなものをまた出していくのか、そういったことも可能かと思っております。

2点目が20ページや25ページの手続のあたりになってくるんですけれども、20ページの図にあ

りますように、どこで戻すかというのは非常に大事な論点になってきますので、これから慎重に検討されていくものと思いますけれども、例えば一番最後見積もりも取って、最後太陽光事業者が払ってからじゃないと戻さないよということになると、資金が余らない場合は、積み立てをして、さらに銀行からお金を借りて、やっとなり返ってくるという話になりますので、そのあたりのタイミングは非常に大事になってくるかと思います。

それから、審査に時間がかかるということになると、これまた資金繰りにも影響がありますので、審査が迅速にできるシステム、体制もつくるのが大事かと思います。

26ページに関しては、先ほど申し上げましたように、内部積立の要件、これも私もこの間いろいろ考えましたけれども、まだうまい案が出ているわけではなく、ただ設定するのが難しいので、本当にかちがちに決まったものだけというのではなくて、慎重に少し時間をとって決めていければなどと思っています。

以上です。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

では、続きまして井澤委員、お願いいたします。

○井澤委員

新日本監査法人の井澤です。

私は会計士、監査法人の立場で呼ばれていると思っております。常日ごろクライアントさんと向き合っております一会計士といたしましては、太陽光の固定価格の買取制度がスタートしてから、本当に小さな、比較的小規模な会社でも参入されているなという印象を持って、身近なところで肌身に感じております。本業は全く別の業務をしているんだけれども、この制度があるので、比較的手軽に利益を獲得できるんじゃないかといったところで、決して専門ではないし、必ずしも担当者が1名つきっきりというわけでもないけれども、参入して、継続しているという会社も多うございます。

そのような中で、本日もご説明いただいていますように、13ページの原則の確認、こういったところでご説明いただいた事務局のお考えについては、全て私としてはおっしゃるとおりというふうに同意をしております。

会計士という立場で、一番身近に感じている論点というのが企業会計で導入されている資産除去債務の会計規則といったところがございます。資産除去債務の会計規則では、契約上ないしは法的に資産を取り外すときに、債務が発生する、債務が想定されるものについては、あらかじめその設備を取得した段階で、それを計上していくといった実務になります。

こういったところで、具体的に私のクライアントさんでも、このパネルを外すときにどのくらい除去のコストがかかるのかといったところを一旦見積もりをして、会計に反映させているという実務をとられています。

そういった中で、実際に今資本費の5%といったところで、1つの目安といいますか、基準、考え方を設けられていると思うんですけども、本当にそれが5%で足りるのか、足りないのかといったところは、今回いろいろヒアリングを実施する中で、どのような実務が行われているのかと、実際にどのくらい廃棄費用がコストが本当にかかるのかといったところの見積もり、金額のボリューム感、5%でどうなのかといったところについては、早目に把握をしておきたいなというふうに個人的にも思っております。

非常に金額といったところが今回積み立てのボリュームだったり、タイミングだったりといったところで、全体に及ぼす影響が多うございますので、具体的な把握をなるべく早目にしておきたいなというふうに思っております。

また、会計基準があると申し上げましたけれども、資産除去債務にも限界、会計基準にも限界がありまして、法的にないしは契約上求められているものについての会計処理ということになりますので、自社の土地に建てた太陽光パネルの除去に係るコストについては、この会計基準は適用されません。したがって、財務諸表にも計上されないということになります。

したがって、会計基準の中では、かなりこういった会計処理をしている会社であれば大丈夫なんじゃないかと。例えば上場企業であれば、こういう会計基準できちんと会計処理されているはずなので、歳入認識、きちんとされているんじゃないか、当然会計的な手当てもされているだろうというのは、必ずしもストレートにつながらないのではないのではないかなと考えております。

もう一度申し上げますと、自社の土地に建てたものについては、会計処理の必要がない。会計処理ができませんので、そういったところの手当てはなされていないと思っております。

以上でございます。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

事務局、何かございますか。

よろしいですか。

委員の皆様、一通りご意見をいただきましたけれども、今回オブザーバーの皆様にもご参加いただいておりますので、もしご意見があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○玉田オブザーバー

東京電力エナジーパートナーの玉田でございます。

私のほうからは、実務に関する点で、まず買取義務者としての立場から2点ほどお願いさせていただきたいと思っております。

1つは、今回の廃棄費用の積み立てにつきましては、発電事業者様からご理解いただくためにも、公正かつ公平な仕組みであることが重要と認識しておりますけれども、そのためには積み立てを支える実務、これがワーカブルであることが重要だと、このように考えております。

具体的には、我々買取者が発電事業者様と締結している特定契約の仕組みを通じて、この廃棄費用の積み立てを行うと、仮にこうなった場合、その際に個別の契約の再締結が必要条件となりますと、まさにこのスライドの23でご整理いただいておりますけれども、相手の方となかなか会えないとか、あるいはご説明してもご納得いただけないとか、こういうことで、まさに契約の未変更リスクというものが避けられない。このように考えております。

そうした結果として、発電事業者様と間の公平性を担保することも難しくなる可能性があるとして、こう思っております。実際の公平、公正に全ての発電事業者様にお願いするべき仕組みであるということであれば、買取者のみならず、あと発電者の方にも、契約当事者双方にとって、そういう事務的な負担ですとか、リスクが発生しないような形で措置していただければ、そのほうが制度上のリスクを回避するためにも望ましいと思っておりますので、ぜひその方向で検討を進めていただければと、このように考えております。

あともう1点なんですけれども、我々買取費用のお支払いなんですけれども、当然契約件数も非常に多いものがございますから、あと毎日支払いが発生するということもありまして、当然システムを使ってやっております。

今回、発電事業者様にお支払いする調達費用が源泉徴収後の費用に変更されると、こうなる場合は支払いのシステムに新しい機能を追加しなければなりませんので、安定した形でこの取り組みをスタートさせるということでも、我々買取者のシステム変更の準備期間についてもご考慮いただければと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○若尾座長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

お願いいたします。

○前田オブザーバー

F I Tの費用負担調整機関の低炭素投資促進機構の前田でございます。

今回の検討で、当機構が重要な課題である外部積立、あとは源泉徴収を担うという方向が示さ

れておりまして、身の引き締まる思いでございます。まだ具体的な制度設計はこれからということになりますが、外部積立の場合に実務を預かることになる立場から、今後の制度検討でお願いしたいことを2点申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますが、これは積立金の管理体制についてでございます。

この論点6、25ページにもございますけれども、数十万件でかつ小規模が大層という事業者の皆さんの積立金の積み立て業務、取り崩し業務が想定されますけれども、私どもが費用調整機関として担っております業務は、数百という単位の電気事業者様との月々の資金の収納、交付という業務になります。

山下委員からもご指摘がございましたけれども、この資料の中でも、25ページに民間と連携した資金管理システム構築という論点が示されておりますけれども、数十万件の口座管理ということになりますと、私どもだけではなくて、民間金融機関との連携が不可欠になるというふうに考えております。

私どもが単独でこの資金管理のノウハウを有する民間金融機関の皆さんとの連携を構築していくことは難しゅうございますので、この連携体制づくり、体制の運営につきましても具体的な設計、配慮をお願いしたいというふうに思います。

あと2点目でございますけれども、これは運営管理コストでございます。

資料に運営管理コストの最小化という原則が示されておりますけれども、実務を預かる立場といたしましても、厳正さを両立する範囲で、できるだけシンプルな運営としていただかないと、管理コストがふえて、費用がかさむということが考えられます。また、長期にわたる制度となりますので、この運営コストの負担についても制度上しっかりとした整理、整備をしていただきたいというふうに思っております。

以上、2点でございます。

ありがとうございました。

○若尾座長

どうもありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

小野田委員、お願いいたします。

○小野田委員

13ページ、14ページあたりで、ちょっとまた関連のコメントなんですけれども、ここに書いてあることは基本的には原則のほうは、私も賛同させていただくと。

あと先ほどもコメントがあったと思うんですが、これの一番下のコストのところですよ。そ

それは当然未来志向でやらなければいけないというのは、それは基本的には賛成なんですけれども、恐らく今の時点で、いろいろ、例えばヒアリング等で調べても、なかなかわからないと。仮に何か数字が出てきたときも、それが本当に何年か先の数字を担保するかという話にはならないので、それはいろいろな話があると思うんですけど、1つは今までも特に循環型社会に関しては、日本はいろいろな経験をしてきて、自動車なり、家電なり、その中で大分この太陽光に関しては、責任の所在だとか、あるいは排出特性とかが違うというところが非常に難しいところだと思うんですが、大きなくくりで言うと、どうやって集まるのというところがないと、なかなか例えばリサイクルとか廃棄に係るコストというのが見えてこないというところがある。

ただし、大前提としては、何だかんだいってお金がかかる場所というのは、先ほど申し上げた解体のところですので、そういったところのイメージを共有しながらやっていくことが重要なところがあるというところが1つです。

ですので、論点の中でも妥当なコストが幾らなのかという話があったと思うんですけど、そこがなかなかいわゆる正解を出すのは難しいのではないかなというのは、若干懸念しているところがございます。

ただ、14ページ目のところにあると思うんですけども、例えば今後廃棄物リサイクルの現場の方々にいろいろ話を聞いていただきたいなというところはあるんですが、どうしてもそういう議論をしていくと、この赤枠では閉じない話になってしまうということは、あらかじめ予告しておきたいなと思います。

例えば、どんなものが入っているかわからないものはとれないですとか、それは多分②番に絡む話だと思いますし、あと3番のところを書いてあると思うんですけども、恐らくエネ庁さんのほうでもいろいろな推計をされていると思うんですが、どう見ても出てくる量と受け皿のバランスが合わないという現実的な問題はあると思うんですね。

ですので、そこが例えば非常にこういったリサイクルのところに関心を持っていながらも、自分たちだけが考えてもだめだよなというところがあるので、うまくそういう実際こういったところを担うような人たちが乗っかりやすいようなところというのをやっていけば、その中でしっかりと後ろ側をやってくれるような事業者さんは出てくるかなというのがこれまでの私の経験則での感想でございます。

コメントでございますが、以上でございます。

○若尾座長

どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

大変貴重な論点に関するコメントをたくさんいただきましたけれども、もし何かまだ追加等がございましたら、忌憚なくいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、大変熱心にご議論をいただきまして、また貴重なコメントをいただきまして、どうもありがとうございました。

本日、初回ということもございまして、太陽光発電設備の廃棄等費用の積み立てを担保する制度について、今後の検討に当たってのまず原則を確認させていただきまして、そして検討の方向性についてご議論いただいたということかと思えます。

本日の議論をまとめさせていただきますと、原則については事務局の案のとおり、本制度の対象は稼働、未稼働を問わず、公平、公正にFIT制度開始以降に認定された10キロワット以上の全てのFIT認定案件とするというのが1点目でございます。

もう一点は、コストや廃棄等の最小限化は未来志向で考える、将来の低減ポテンシャルも見据えたものとして議論をしていくと、この2点についてご了解をいただいたと理解いたしましたけれども、よろしいでしょうか。

では、こちらはご了解いただいたということで進めさせていただきます。

また、本日各委員から具体的な今後検討する上での非常に貴重なご指摘をいただきましたけれども、これに関しては、今後の各論の具体化の議論の中で、事務局に再整理していただいて、検討を進めていただきたいと考えてございますが、これもよろしいでしょうか。

それでは、次回以降の議論の進め方ですけれども、事務局の資料にもございましたように、太陽光発電事業にかかわるさまざまな関係者へのヒアリングを実施して、その上で実効的な廃棄等費用積み立てを担保する制度についてご議論をいただくことにしたいと思います。

次回の開催について、事務局のほうからお願いいたします。

○梶省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長補佐

次回のワーキンググループの開催については、日程が決まり次第、また改めまして経済産業省のホームページでお知らせするとともに、皆さんにも個別にご連絡を差し上げたいと思います。

○若尾座長

それでは、これもちまして本日のワーキンググループ第1回を閉会といたします。

本日はご多忙のところ、長時間にわたり熱心にご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365